

新規事業案 〈有償在宅福祉サービスの見直し〉〈概要版〉

—住み慣れたまちで暮らし続けるために—

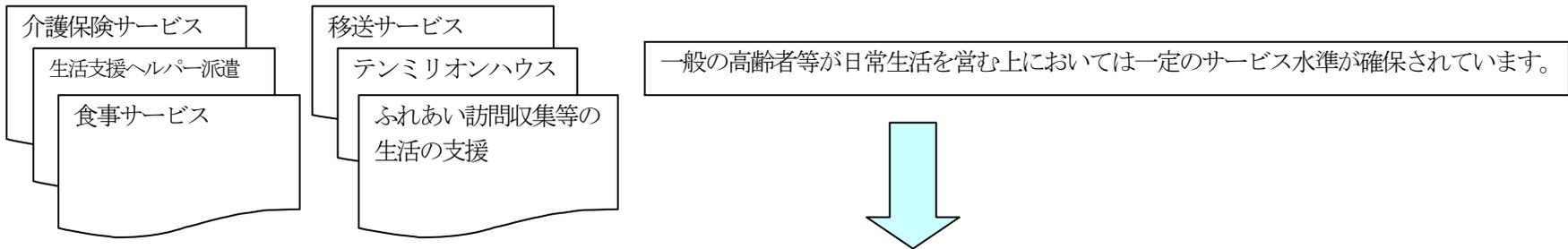


1 これまでの経過

平成 25 年 3 月、武蔵野市福祉資金貸付制度見直し検討委員会から「有償在宅福祉サービス事業を廃止し権利擁護事業を中心とした事業展開とすべき」との提言があり、有償在宅福祉サービス事業から権利擁護事業へのシフト変更と、高齢市民等が安心して生活できるよう新たなサービスの検討を行うこととしました。

2 高齢者等の在宅サービスの現状と課題

行政サービスの充実



課題1 判断能力が不十分な高齢市民の増加に対応した権利擁護

認知症高齢者は平成 19 年～平成 23 年までの 5 年間で 2,325 人から 3,006 人へと 681 人増加し、認知症が原因となって要介護となる高齢者は要介護者数の 15.3%となっています。判断能力が不十分な高齢市民の増加に伴い、適切な福祉サービスの利用や権利の保護、侵害からの救済、権利行使の支援の必要性が増しています。

■ 「平成 25 年度武蔵野市高齢者実態調査【速報版】」 充実してほしい施策や支援

1 位 認知症になった時の、見守りや生活の支援 10 位 判断能力が低下した時の、金銭管理や福祉サービスの利用援助等

課題2 自立して生活を送りつつも、頼れる親族等の不在等により生活に不安を感じている高齢者への支援

■ 「平成 22 年度武蔵野市高齢者実態調査」 地域活動に「参加していない」 49.0%

■ 「平成 22 年度武蔵野市独居高齢者実態調査」 お正月を「自宅で」「ひとり」で過ごした 24.1%。

■ 「平成 25 年度武蔵野市高齢者実態調査【速報版】」 入院から在宅生活に戻る際の不安 1 位 容態が急変した時の対応

■ 有償在宅福祉サービス利用者アンケート

加入動機 ①会社が信用できるから、②他に世話をしてくれる人がいない、公社を親族代わりにしたい、精神的な安定を求めて
有償在宅福祉サービス加入後の感想 ①心理的な安心感、相談相手、入院時の対応、精神的な支え

3 課題解決にむけた福祉公社の新たな事業の展開

有償在宅福祉サービスを廃止し、地域福祉権利擁護事業を中心に据え、高齢者等が生活状況等に合わせ選択し利用できるよう、次の6項目の支援を行うこととします。

- ① 地域福祉権利擁護事業
- ② 自立して生活を送りつつも生活に不安を感じている高齢者への支援
- ③ 緊急入院・受診等、緊急時の支援
- ④ 入院や入所の際の必要な支援。
- ⑤ 没後の支援
- ⑥ 権利侵害を受ける可能性のある高齢者等の緊急一時支援

4 新事業の実施、有償在宅福祉サービス等の廃止時期

現在の契約者に対する経過措置については、平成26年度から現行サービス利用者に新制度を周知していく期間も含め移行期間を3年間とし、新制度への変更を希望しない場合は、平成29年3月末日までの範囲内で、経過措置として有償在宅福祉サービスを提供します。

5 新たな事業の内容

(1) 地域福祉権利擁護事業

利用者に係る権利侵害からの保護、救済、権利行使の保障を行い、利用者が安心して暮らせるように支援します。

- ①対象者 軽度のもの忘れを含む判断能力が不十分な方
- ②内容

ア 福祉サービスの利用援助

(福祉サービスの利用援助、苦情解決制度の利用援助、住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等)

イ 日常的金銭管理サービス

(預金の払戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理)

ウ 書類等預かりサービス

(預貯金通帳、年金証書や保険証書等大切な書類を福祉公社で保管)

③利用料金

援助内容		利用料
福祉サービスの利用援助		1回1時間まで1,000円 1時間を超えた場合は、30分毎に500円。
日常的金銭管理サービス	通帳本人保管の場合	1回1時間まで2,500円 1時間を超えた場合は、30分毎に500円。
	通帳お預かりする場合	1回1時間まで2,500円 1時間を超えた場合は、30分毎に500円。
書類等預かりサービス		1カ月1,000円

※成年後見制度によらなければ、利用者の身上配慮と財産管理双方の十全なフォローが図れない場合

成年後見への移行を支援。

(2) つながりサポート

独居もしくは頼れる親族のいない高齢者が、安心した在宅生活を継続するために必要な、下記のサービスを提供します。

①対象者 独居もしくは頼れる親族のいない高齢者等。

②内容

基本サービス

月2回の電話コールサービス。3ヶ月に1回ソーシャルワーカーが訪問し、生活状況を確認します。

※地域福祉権利擁護事業のご利用者は基本サービスはご利用いただけません（基本サービス料不要）。

ア 入院・入所等支援サービス

独居もしくは頼れる親族が身近にいない高齢者の方にとって、病気治療のために病院に入院した場合等、入院中の手続きや病院との調整等を任せることができません。安心した在宅生活を継続していけるよう、入院時等に必要な下記のサービスを提供します。

- a 入院中の手続き、病院との調整
- b 医療に関する本人の希望事項の提示
- c 施設での体調不良、入院、転院の対応
- d 衣類等お届け、郵便物の管理等
- e 本人による医療処置の希望等の医療に係る意思表示の医療機関への伝達仲介
- f 入院、入所、費用の支払い(預託金をお預かりし、その範囲内で利用者に係る諸経費を支払います
入院保証人を求める病院、施設等に対し、福祉公社が一定の支払い支援を行うことでの円滑な入院入所を図ります。)

イ 緊急支援サービス

急な体調悪化は起こります。緊急入院・入所、緊急受診、また自宅での転倒等思わぬ事態が発生した際、自宅又は搬送先病院等へ駆けつけ、「入院・入所等支援サービス」「随時訪問サービス」により、必要な支援を行います。

ウ 没後支援サービス

火葬、納骨から家財整理、医療費等の支払い、遺言に関する手続き、行政機関への諸届、等、没後必要な手続きを福祉公社が行うことで、独居等高齢者が、安心して最期まで自立した生活を営むための支援を行います。福祉公社と契約内容に応じて預託金をお預かりし、事務終了後は、親族、遺言執行者、相続財産管理人へ預り金を精算し返却いたします。

エ 随時訪問サービス

ご利用者様の必要に応じてソーシャルワーカーが訪問し、必要な支援、日常生活の相談等に応じます。

賃貸住宅入居促進機能

民間賃貸住宅市場においては、家賃の滞納、病気、事故等に対する不安感から高齢者の入居が困難な状況があります。市の高齢者入居支援制度と併せて本サービスを活用することで、高齢者の賃貸住宅入居を促進する機能も提供していきます。

サービス内容		契約料	事務手数料	個別料金
基本サービス				月2回の電話コールサービス。 3カ月に1回の訪問
オプションサービス	ア入院入所等支援サービス	登録料 15,000円 (契約期間 3年/登録 更新料 5,000円)	月額3,000円 ※オプションサービスご 利用されない方は月額 2,000円の利用料です。 ※地域福祉権利擁護事業 利用者は基本サービスを ご利用いただけません。 (基本サービス料は頂き ません。)	4,000円/時間
	イ緊急支援サービス (ア、エのサービスと併用してご利用 いただきます)			昼間500円/1回 夜間休日2,000円/1回
	ウ没後支援サービス			個別の支援内容について料金設定(実 費+事務経費)※
	エ随時訪問サービス			4,000円/時間

※没後支援サービス個別料金については別紙

(3) 権利擁護レスキュー

地域福祉権利擁護事業の契約には、一定の期間が必要なため、権利侵害を受ける可能性のある利用者に対して即時対応することは困難です。そこで、地域福祉権利擁護事業または成年後見開始までの間の緊急一時対応として、本人意思の代弁・仲介、財産の保存、金銭管理等を応急善処的に行います。

- ①対象者 権利侵害を受ける可能性のある方
- ②内容 権利擁護事業
- ③利用料金 無料 / 7,000円

6 運営体制

判断能力に不安のある市民の生活を支援し保護していくことで、利用者市民の生活の質の維持・改善に寄与するとともに、老いじたくを含め権利擁護・成年後見に関することを広く市民に周知していくため、福祉公社に「権利擁護センター武蔵野」を設置します。

権利擁護センター武蔵野

事業内容

- ① 地域福祉権利擁護事業の受託、実施
- ② つながりサポート事業の実施
- ③ 権利擁護レスキュー事業の実施
- ④ 成年後見事業の実施
- ⑤ 権利擁護についての相談や成年後見制度の利用支援
- ⑥ 老いじたく等の啓発事業の実施
- ⑦ その他、権利擁護に関する諸事務

職員体制

ソーシャルワーカー兼専門員（地域福祉権利擁護事業）

地域福祉権利擁護事業専門員として利用者の支援計画の策定、生活支援員の指導・監督等を行うとともに、ソーシャルワーカーとしてその他の事業も担います。社会福祉士やケアマネジャー、看護師等の資格保有者を配置し、様々な場面に対応できる体制とします。

生活支援員（地域福祉権利擁護事業）

支援計画に基づいて生活費の持参等金の銭管理、書類預かりサービスの実動者となる生活支援員を配置します。生活支援員は、権利擁護と身上配慮について一定の研修を終了した者とし、専門員と連携して利用者を支援します。

権利擁護事業等の運営監視体制

地域福祉権利擁護事業の実施主体である東京都社会福祉協議会によるチェックと、福祉公社独自の監視体制

東京都社会福祉協議会

- ① 業務実施状況の監督
- ② 「地域福祉権利擁護事業運営適正化委員会」による調査、助言・勧告

武蔵野市福祉公社

高齢者・障害者団体、福祉・保健関係者、財産管理に関する専門家、学識経験者等で構成する「権利擁護事業運営監視委員会」による事業の監視。